二　引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。
三　その他委任都道府県知事等が必要と認める事項を行うこと。

第五章　機構処理事務管理規程等

（機構処理事務管理規程の記載事項）

第五十二条　法第四十一条の二第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　機構処理事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
二　機構処理事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項
三　機構処理事務特定個人情報等の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項
四　機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項
五　機構処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項
六　機構処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
七　機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
八　機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
九　機構処理事務の実施に係る監査に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか、機構処理事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項

2　機構は、法第四十一条の二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
3　機構は、法第四十一条の二第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（機構処理事務特定個人情報等の内容）

第五十三条　法第四十一条の三第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
一　機構処理事務において取り扱う特定個人情報
二　機構処理事務において取り扱う個人情報（前号に規定する特定個人情報を除く。）
三　機構処理事務において機構が取り扱う電子計算機及び電気通信回線の一部に関する秘密

（帳簿の記載事項）

第五十四条　法第四十一条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　個人番号とすべき番号を生成した年月日及び件数
二　通知カードを作成した年月日及び件数

［一章四条を加える。］